

徳島県福祉サービス評価機関認証要綱	徳島県福祉サービス評価機関認証実施要領
<p>(目的) 第1条 この要綱は、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価する徳島県福祉サービス評価機関(以下「評価機関」という。)の認証に関し、必要な事項を定めることにより、福祉サービス評価の信頼性、透明性を確保することを目的とする。</p> <p>(認証基準) 第2条 評価機関の認証基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 法人格を有すること。</p> <p>二 施設等による福祉サービスを提供していないこと。</p> <p>三 評価を決定する委員会等を設置していること。</p> <p>四 次の要件を満たす評価調査者を確保していること。 イ 次の(1)又は(2)に該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること。 (1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者</p>	<p>徳島県福祉サービス評価機関認証要綱(以下、「要綱」という。)の実施要領を次のように定める。</p> <p>(法人格) 第1条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等をいい、法人の形態は問わない。</p> <p>(福祉サービス) 第2条 要綱第2条第2号に規定する「施設等による福祉サービス」とは、次の各号に定めるものをいう。 一 社会福祉法第2条に規定される社会福祉事業として提供されるすべてのサービスをいう。ただし、同法同条第2項第7号に規定される生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同法同条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、及び第13号に規定される連絡又は助成を行う事業は除く。 二 介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供されるすべてのサービスをいう。</p> <p>(評価を決定する委員会等) 第3条 要綱第2条第3号に規定する「評価を決定する委員会等」とは、評価調査者を含む5名以上から構成されるもので、評価結果を合議により決定する委員会等をいう。(なお、評価を決定する委員会等委員には、福祉に関する学識経験者等を含むことが望ましい。)</p> <p>(組織運営管理業務を3年以上経験している者等) 第4条 要綱第2条第4号イ(1)に規定する「組織運営管理業務を3年以上経験している者」とは、次の各号に定めるものをいう。 一 社会福祉法人の役員、社会福祉施設長、社会福祉協議会事務局長(いずれも退職者を含む。)等であって、組織運営管理業務を3年以上経験している者をいう。</p>

(2) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

□ 評価調査者は、徳島県若しくは他都道府県福祉サービス第三者評価事業推進組織又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う評価調査者養成研修を受講していること。

ハ その他

(1) 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。

(2) 一件の評価に2人以上(イ(1)及び(2)のそれぞれ1名以上を含むこと。)の評価調査者が一貫してあたること。

五 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。

イ 評価を決定する委員会等の委員及び所属する評価調査者一覧(評価調査者養成研修の修了に関すること、前号イ(1)又は(2)に関する資格及び主な経歴を記載したもの。なお、評価を決定する委員会等の委員及び評価調査者の氏名については非公開も可。)

二 公益法人、特定非営利活動法人の役員、事務局長(いずれも退職者を含む。)等であって、組織運営管理業務を3年以上経験している者をいう。

三 民間企業の経営者又は民間企業の組織内で部署を統括する監督者、管理者(いずれも退職者を含む。)であって、組織運営管理業務を3年以上経験している者をいう。

2 要綱第2条第4号イ(1)に規定する「**これと同等の能力を有していると認められる者**」とは、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等資格を有し、当該業務を3年以上経験している者をいう。

(福祉、医療、保健分野の有資格者等)

第5条 要綱第2条第4号イ(2)に規定する「**福祉、医療、保健分野の有資格者**」とは、医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員等の資格を有し、当該業務を3年以上経験している者をいう。

2 要綱第2条第4号イ(2)に規定する「**学識経験者**」とは、福祉・医療・保健分野の大学・短期大学・専門学校で教員、講師、助手等として3年以上教育・研究に専念している者(いずれも退職者を含む。)をいう。

3 要綱第2条第4号イ(2)に規定する「**これと同等の能力を有していると認められる者**」とは、行政、社会福祉法人、社会福祉協議会、公益法人特定非営利活動法人又は民間企業等の常勤職員として、福祉分野において5年以上業務経験(直接処遇業務、調査業務、相談業務等)を有し、業務を通じて福祉サービス現場での経験が豊富であり、熟知している者で、前2項と同等の能力に相当すると認められる者をいう。

ロ 事業内容等に関する規程（評価を実施するサービス種別を含むこと。）

ハ 評価の手法

ニ 守秘義務に関する規程

ホ 倫理規程

ヘ 評価料金表

ト 評価事業の実績

六 評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

（評価に係る留意事項）

第3条 評価は、原則として徳島県福祉サービス評価基準に基づいて行うこと。

2 評価の方法は、書面調査及び訪問調査により行うこと。

3 利用者等に対する調査を実施すること。

4 担当評価調査者が、現在関係する事業所の評価を行うことはできないこと。

（書面調査及び訪問調査）

第6条 要綱第3条第2項に規定する「書面調査」とは、評価対象事業者が行う評価基準等に関する自己評価の結果と当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準の項目ごとに組織運営やサービスの実施概況を把握すること等をいう。

2 要綱第3条第2項に規定する「訪問調査」とは、書面調査及び次条に規定する利用者等に対する調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って運営やサービスの実施状況を把握・検証すること等をいう。

（利用者等に対する調査）

第7条 要綱第3条第3項に規定する「利用者等に対する調査」とは、アンケート調査（対象者数は利用者数の二分の一以上）又は聞き取り調査（対象者数は利用者数の五分の一以上）を原則利用者本人（ただし、利用者本人の意向確認が困難な場合には、家族又は保護者とすることができる。）に対して実施することをいう。なお、利用者のプライバシー保護に十分配慮し、実施するものとする。

（担当評価調査者が現在関係する事業所）

第8条 要綱第3条第4項に規定する「担当評価調査者が、現在関係する事業所」とは、次の各号に定めるものをいう。

一 担当評価調査者が、現在所属する法人の経営するすべての施設、事業所をいう。

二 担当評価調査者が、現在所属する法人等で、コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業を受託して経営等に関係しているすべての施設、事業所をいう。

5 **評価を決定する委員会等の委員は、現在関係する事業所の評価決定に加わることはできないこと。**

6 評価結果については、評価を受けた事業者の同意を得て、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク(WAMNET)」を活用し、公表すること。

(認証の申請)

第4条 評価機関の認証を受けようとする者は「評価機関認証申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付して県に提出すること。

(認証)

第5条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議し、適正に事業を実施できると認められる場合には、評価機関を認証する。

(認証の通知)

第6条 県は、評価機関を認証したときは「認証通知書」(様式第2号)を、認証しないこととしたときは「不認証通知書」(様式第3号)を交付する。

2 県は、評価機関を認証したときは、当該機関の名称、代表者名、所在地、連絡先、評価実施サービス、評価料金、評価調査者等の情報を公開する。

(認証内容の変更)

第7条 認証を受けた評価機関は、第4条で規定する申請書に記載する事項及び添付書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から1ヶ月以内に、「変更届」(様式第4号)に必要な書類を添付し、県に届け出なければならない。

(認証の有効期限)

第8条 認証の有効期限は3年間とする。

(認証の更新)

第9条 認証を受けた評価機関は、認証の有効期間の満了に際し、引き続き評価機関の認証を受けようとするときは、有効期間満了の日の1ヶ月前までに「評価機関認証更新申請書」を県に提出しなければならない。

(事業廃止)

第10条 認証を受けた評価機関は、その事業を廃止しようとするときは、事業終了の1ヶ月前までに「事業廃止予定届」(様式第5号)を県に届け

(評価を決定する委員会等の委員が現在関係する事業所)

第9条 要綱第3条第5項に規定する「**評価を決定する委員会等の委員が現在関係する事業所**」とは、次の各号に定めるものをいう。

一 評価を決定する委員会等の委員が、現在所属する法人の経営するすべての施設、事業所をいう。

二 評価を決定する委員会等の委員が、現在所属する法人等で、コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業を受託して経営等に関係しているすべての施設、事業所をいう。

出るものとする。

(認証の取消)

第 1 1 条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当した場合は、推進委員会の審議を経て、認証を取り消すことができる。

- 一 第 2 条の認証基準のいずれか一つが欠けた場合
- 二 第 1 2 条に定める定期的な事業報告をしなかった場合又は第 1 3 条に定める県が行う調査等の協力を行わない場合
- 三 次のような不正な行為が行われた場合
 - イ 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること。
 - ロ 守秘義務に違反すること。
 - ハ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。
 - ニ 法令に違反すること。
 - ホ その他社会通念上不正な行為と認められる行為
- 四 前条に規定する廃止予定届が提出された場合

2 県は、評価機関の認証を取り消したときは、「取消通知書」(様式第 6 号)により通知する。

3 県は、評価機関の認証を取り消した結果を公開する。

(実績報告)

第 1 2 条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに県に対し、評価事業の**実績等を報告**するものとする。

(調査・報告)

第 1 3 条 評価機関は、県が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、認証に当たり必要な事項は、推進委員会の審議を経て、決定する。

附 則

- 1 . この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 2 日から施行する。
- 2 . この要綱は、平成 1 8 年 9 月 8 日から施行する。

(実績報告)

第 1 0 条 要綱第 1 2 条に規定する実績等の報告は「事業実績報告書」(様式第 1 号)によるものとする。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 9 月 8 日から施行する。